

小値賀町議会第二回臨時会は、平成二十三年五月二日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員 十名

十九 八 七 六 五 四 三 二 一
番 番 番 番 番 番 番 番 番
立 伊 岩 浦 小 土 末 宮 松 近
石 藤 坪 辻 川 永 崎 屋 藤
隆 忠 義 英 隆 重 一 良 治 育
教 之 光 明 郎 佳 朗 保 郎 雄

二、欠席議員 なし

三、地方自治法第二百一十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。
(執行部、日程第十三より入室)

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

町長	西	三
教育長	筒井	英敏
会計管理者	谷	良一
総務課長	西村	久之
財政課長	中川	一也
住民課長	吉元	勝信
産業振興課長	熊脇	一也
建設課長	升水	裕司
診療所事務長	尾野	英昭
教育次長	尾崎	孝三
農業委員会事務局長	松本	充司
議会議事局長	大田	岩坪
議会議事局書記	一	百合

五、議事日程

小値賀町議会第二回臨時会

平成二十三年五月二日（月曜日）

午前十時零分

開会

- 第一 仮議席の指定
- 第二 議長選挙

追加議事日程

- 第三 会議録署名議員指名（宮崎良保護議員・土川重佳議員）
- 第四 会期決定
- 第五 副議長選挙
- 第六 議席の指定
- 第七 常任委員会委員選任
- 第八 常任委員会委員長及び副委員長選任
- 第九 議会運営委員会委員選任
- 第十 議会運営委員会委員長及び副委員長選任
- 第十一 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第十二 議員派遣の件について

- 第 十三 議案第二七号 小値賀町監査委員選任の同意について
- 第 十四 総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第 十五 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第 十六 広報常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第 十七 議会運営委員会の閉会中の継続調査（審査）について

午前十時零分開会

事務局長（大田一夫） おはようございます。

事務局長の大田です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第一百七条の規定によって、出席議員の中で年長の議員さんが臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員の中で、末永議員さんが年長の議員でありますので、ご紹介いたします。

（年長議員の末永一朗議員、議長席に着く）

臨時議長（末永一朗） 皆さん、おはようございます。

ただいま、紹介されました末永です。

地方自治法第一百七条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしく願います。

ただいまの出席議員は、十人です。

定足数に達していますので、ただいまから平成二十三年小値賀町議会第二回臨時会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第一、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第二、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙は投票で行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（末永一朗） 異議なしと認めます。

したがって、選挙は投票で行うことに決定しました。

議場の出入口を閉めます。

(事務局職員、議場の出入口を閉鎖)

臨時議長(末永一朗) ただいまの出席議員数は、十人であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第三十二条第二項の規定によって、立会人に小辻隆治郎議員及び浦英明議員を指名します。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(末永一朗) 異議なしと認めます。

したがって、立会人に小辻隆治郎議員及び浦英明議員を指名いたします。

これより投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名です。

(事務局職員、投票用紙配付)

臨時議長(末永一朗) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(末永一朗) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(事務局職員、投票箱を点検)

臨時議長(末永一朗) 投票箱は異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

事務局長に、議席番号と氏名を点呼させますので、順番に投票箱に投票願います。

(事務局長点呼、投票)

事務局長(大田一夫) それでは、順次呼び上げます。

一番・土川重佳議員、三番・松屋治郎議員、四番・宮崎良保議員、五番・近藤育雄議員、六番・小辻隆治郎議員、七番・岩坪義光議員、八番・伊藤忠之議員、九番・立石隆教議員、十番・浦英明議員、二番・末永一朗議員。
以上です。

臨時議長(末永一朗) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(末永一朗) 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第三十二条第一項の規定により、立会人、小辻隆治郎議員・浦英明議員、開票の立会いをお願いします。

(事務局職員は投票箱を開鎖し、投票を点検整理・開票)

臨時議長(末永一朗) 選挙の結果を報告します。

投票総数十票、有効投票十票、無効投票零票です。

有効投票のうち、立石隆教議員十票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、三票です。

したがって、立石隆教議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(事務局職員、議場の出入口を開鎖)

臨時議長(末永一朗) ただいま議長に当選されました、立石隆教議員が議長におられます。

会議規則第三十三条第二項の規定によって、当選の告知をします。

仮議席九番(立石隆教) 臨時議長、発言を求めます。

臨時議長(末永一朗) 立石議員

(議長登壇・当選承諾及びあいさつ)

仮議席九番(立石隆教) このたび、小値賀町議会議長選挙において、満場一致で私を選出をいただきまして、誠にありがとうございます。もとより、浅学菲才の身でございますが、皆様方のご協力をいただき、重責を果たしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

地方分権の時代ということで、大きく地方は変わってまいりました。特に、地方においての主権といえますか、それぞれの地域で、それぞれの考え方で自治をしていこうという方向性が、今、日本国全体で、そういう方向に流れております。その流れでいきますと、民主的な地域の核は議会であります。町村長にあるのではなく、民主的な政治というのは、議会が中心であるということ。私達は自覚せねばなりません。そういう方向であるということは、これから、小値賀の議会の在り方、小値賀の民主的な政治をやっていくということ、私達で作っていくかなければならないというふうに思っておりますので、従来の形式的な議会ではなく、今の法律が色々と緩和されておりますので、その中において、新たな小値賀町におけるこの議会は如何なるものかということ、模索をしながら、皆さんと共に、在るべき姿を追求していきたいと考えておりますので、どうかよろしくご協力をお願いいたします。

さらに、小値賀町の課題は、小さな自治体が抱えている問題とほぼ同じで、過疎化と高齢化であります。その中において、その課題をどのような方向で、どのような方法で解決していくかということは、沢山の考え方があろうかと思えます。この議会は、言論の府でありますから、皆さん方のご意見を闘わしながら、すぐに可否を決定するのではなく、十分な議論を交わしながら、一つの結論を導き出していくという、そういう本来の合議体でありたいというふうに考えておりますので、どうか一つ、住民の皆様のため、小値賀町の将来のため、皆さん方が共に切磋琢磨して、この小値賀町のために尽力することを、ここで皆さんと共にお誓いをして、一緒に頑張っていくことを、私も皆様方に宣言をいたしまして、挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(議場内より拍手あり)

臨時議長(末永一朗) 以上をもちまして、臨時議長の職務を終了いたしました。

ご協力に対し、厚くお礼を申し上げます。

ありがとうございました。

それでは、立石議長さん、議長席にお着き願います。

(臨時議長 自席へ戻る)

(立石議長、議長席に着く)

議長(立石隆教) それでは、諸般の協議がございますので、しばらく休憩します。

―	休憩	午前	十時	十五分	―
―	再開	午前	十時	二十四分	―

議長(立石隆教) 再開いたします。

議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第三、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第百十八条の規定により、議長において、宮崎良保議員、土川重佳議員を指名いたします。

日程第四、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日一日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日一日間と決定しました。

日程第五、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙は投票で行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、選挙は投票で行うことに決定しました。

議場の出入口を閉めます。

（事務局職員、議場の出入口を閉鎖）

議長（立石隆教） ただいまの出席議員数は、十人です。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第三十二条第二項の規定によって、立会人に小辻隆治郎議員及び浦英明議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、立会人に小辻隆治郎議員及び浦英明議員を指名いたします。

これより投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名です。

（事務局職員、投票用紙配付）

議長（立石隆教） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（事務局職員、投票箱を点検）

議長（立石隆教） 投票箱は異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

事務局長に、議席番号と氏名を点呼させますので、順番に投票箱に投票願います。

（事務局長点呼、投票）

事務局長（大田一夫） それでは、順次呼び上げます。

一番・土川重佳議員、二番・末永一朗議員、三番・松屋治郎議員、四番・宮崎良保議員、五番・近藤育雄議員、六番・小辻隆治郎議員、七番・岩坪義光議員、八番・伊藤忠之議員、十番・浦英明議員、九番・立石隆教議員。

以上です。

議長（立石隆教） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第三十二条第一項の規定により、立会人、小辻隆治郎議員・浦英明議員、開票の立会いをお願いします。

（事務局職員は投票箱を開鎖し、投票を点検整理・開票）

議長（立石隆教） 選挙の結果を報告します。

投票総数十票、有効投票十票、無効投票零票です。

有効投票のうち、伊藤忠之議員六票、浦英明議員四票、以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は、三票です。

したがって、伊藤忠之議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（事務局職員、議場の出入口を開鎖）

議長（立石隆教） ただいま副議長に当選されました、伊藤忠之議員が議場におられます。

会議規則第三十三条第二項の規定によって、当選の告知をします。

仮議席八番（伊藤忠之） 議長、発言を求めます。

議長（立石隆教） 伊藤 議員

（副議長登壇・当選承諾及びあいさつ）

仮議席八番（伊藤忠之） 一言、ご挨拶を申し上げます。

このたびは、議員皆様の御推挙によりまして、副議長という身に余る役職に就かせていただき、大変、光栄に存するものであります。反面、その責任の重大さを痛感しております。

これからは、新議長の補佐役としての職務に全力を尽くしたいと思っております。

地方分権の中で、小さな自治体を如何に守っていくか、特に過疎化には大きな問題が残っております。

これからは、議員皆さん全員と色んな議論を闘わせて、これから小値賀町を守っていくべきだと思っております。これからも、なお一層のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご挨拶いたします。どうもありがとうございました。

（議場内より拍手あり）

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

（議席番号表、作成・配付）

	休憩	午前	十時	三十五分	
	再開	午前	十時	四十三分	

日程第六、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第四条第二項の規定によって、ただいまから指定します。

その議席番号と氏名を、事務局長に朗読させます。

事務局長（大田一夫） 朗読いたします。

一番議席・近藤育雄議員、二番議席・松屋治郎議員、三番議席・宮崎良保議員、四番議席・末永一朗議員、五番議席・土川重佳議員、六番議席・小辻隆治郎議員、七番議席・浦英明議員、八番議席・岩坪義光議員、九番議席・伊藤忠之議員、十番議席・立石隆教議員、以上です。

議長（立石隆教） ただいま朗読したとおり、議席を指定しました。

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

（議席の移動）

休憩	午前	十時	四十四分
再開	午前	十時	四十五分

日程第七、常任委員会委員の選任を行います。

しばらく休憩します。

（議場内で、総務・産建・広報委員を、くじにより抽選）

休憩	午前	十時	四十五分
再開	午前	十時	五十三分

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第七条第一項の規定によつて、総務文教厚生常任委員会委員に、近藤育雄議員、宮崎良保議員、小辻隆治郎議員、伊藤忠之議員、立石隆教議員でございます。

それから、産業建設常任委員会委員に、松屋治郎議員、末永一朗議員、土川重佳議員、浦英明議員、岩坪義光議員を、それから、広報常任委員会委員に、近藤育雄議員、宮崎良保議員、土川重佳議員、伊藤忠之議員、立石隆教議員をそれぞれ指名したいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

日程第八、常任委員会委員長及び副委員長の選任を行います。

常任委員会委員長及び副委員長は、委員会条例第八条第二項、並びに第九条第一項の規定によつて、互選により決定することになっておりますので、これより常任委員会ごとに委員長及び副委員長を互選していただきます。

しばらく休憩します。

(各委員会に分かれ別室にて、委員長・副委員長の選出)

―	休憩	午前	十時	五十四分	―
―	再開	午前	十一時	十一分	―

議長(立石隆教) 再開します。

常任委員会委員長及び副委員長が次のとおり決定し、通知を受けましたので、報告いたします。

総務文教厚生常任委員会委員長に宮崎良保議員、副委員長に小辻隆治郎議員、産業建設常任委員会委員長に土川重佳議員、副委員長に末永一朗議員、広報常任委員会委員長に伊藤忠之議員、副委員長に近藤育雄議員、以上のとおりです。

日程第九、議会運営委員会委員の選任を行います。

しばらく休憩します。

(議会内規により委員の選出・別室にて、委員長・副委員長の選出)

―	休憩	午前	十一時	十二分	―
―	再開	午前	十一時	二十分	―

議長(立石隆教) 再開いたします。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第七条第一項の規定によって、宮崎良保議員、末永一朗議員、土川重佳議員、小辻隆治郎議員、伊藤忠之議員を指名したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方を、議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

日程第十、議会運営委員会委員長及び副委員長の選任を行います。

議会運営委員会委員長及び副委員長は、委員会条例第八条第二項、並びに第九条第一項の規定によって、互選により決定することになっておりますので、これより委員長及び副委員長を互選していただきます。

しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	二十一	分	—
—	再開	午前	十一時	二十一	分	—

議長(立石隆教) 再開いたします。

議会運営委員会委員長及び副委員長が次のとおり決定し、通知を受けましたので、報告いたします。

委員長に小辻隆治郎議員、副委員長に末永一朗議員、以上のとおりであります。

しばらく休憩いたします。

—	休憩	午前	十一時	二十一	分	—
—	再開	午前	十一時	二十二	分	—

議長(立石隆教) 再開します。

日程第十一、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議員は、地方自治法第二百九十一条の五第一項及び本広域連合規約第八条の規定に基づき、前回は議長を選任しましたが、今回の町議会議員の改選により、再度、新たに選出が必要になりましたので、選挙を行います。

六番（小辻隆治郎） 議 長

議長（立石隆教） 小 辻 議 員

六番（小辻隆治郎） 動議を提出します。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の方法については、地方自治法第百十八条第二項の規定に基づき、指名推選によることを望みたいと思います。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） ただいま、小辻議員から、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の方法については、指名推選によることの動議が提出されました。

この指名推選による動議を直ちに議題として採決します。

お諮りします。

この動議のとおり、決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

それでは、指名推選をお願いします。

三番（宮崎良保） 議 長

議長（立石隆教） 宮 崎 議 員

三番（宮崎良保） 長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議員は、議長を推選いたします。

議長（立石隆教） ただいま、宮崎議員から長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議員に、議長をとの推選がありました。

お諮りします。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議員に、議長を選任することにご異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議員は、議長を選任することに決定しました。

日程第十二、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配布のとおり、五月第二回臨時会以降の長崎県町村議会議長会が主催する会議及び研修会等に議員派遣を行いました
と思います。

ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、原案のとおり決定されました。

なお、決定しました本件について変更が生じた場合の取り扱いは、議長に一任願います。
しばらく休憩します。

―	休憩	午前	十一時	―
―	再開	午後	一時	―
―				三十分
―				―

（議案準備・配付）

（執行部入場・執行部に対し、議長より挨拶）

議長（立石隆教） 再開します。

ここで、町長より挨拶があります。

町長（西 浩三） 平成二十三年第二回臨時議会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

皆様、本当に、ご当選、誠におめでとございます。

心より御祝いを申し上げます。

町 長

また、立石議長、伊藤副議長のご就任、誠におめでとうございます。
このたび、私が今後四年間、町政の執行にあたることになりました。

小値賀町において重要課題が山積している今、この時にその任にあたりますことは、身に余る光栄でございますとともに、改めてその責任の重大さを痛感いたしております。

どうか、議員の皆様におかれましては、今後の町政運営におきまして、絶大なるご支援・ご鞭撻を賜りますようお願いをいたします。

具体的な施策につきましては、今しばらくの御猶予を賜りますようお願いをいたします。

終わりに、皆様方の今後、益々のご活躍とご健康を心から祈念申し上げます、御祝いのご挨拶とさせていただきます。
おめでとうございます。

議長（立石隆教） 日程第十三、議案第二十七号、小値賀町監査委員選任の同意についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

事務局長（大田一夫） 議案第二十七号、小値賀町監査委員選任の同意について、次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の同意を求めます。

記、氏名・岩坪義光、生年月日・昭和二十五年一月三日生、住所・長崎県北松浦郡小値賀町前方郷三七六〇番地一。

平成二十三年五月二日、町議会提出、小値賀町長・西浩三。

議長（立石隆教） 地方自治法第九十七条の規定によって、岩坪義光議員の退場を求めます。

（岩坪議員退場）

議長（立石隆教） 本件について提案理由の説明を求めます。

町長（西 浩三） 議案第二十七号、小値賀町監査委員選任の同意について、ご説明いたします。

改めてご紹介するまでもなく、皆様方の同僚の議員でございます。今期四期目を迎えられる。

岩坪義光議員は、大変人望も厚く、係数にも詳しいということでございますので、岩坪義光議員にお願いしたいと思います。

町 長

す。皆様方のご同意をよろしくお願いいたします。

議長（立石隆教） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略します。

これから、議案第二七号、小値賀町監査委員選任の同意についてを採決します。

お諮りします。

小値賀町監査委員選任の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第二七号、小値賀町監査委員選任の同意については、これに同意することに決定しました。
しばらく休憩します。

（岩坪議員入場）

—	—
再	休
開	憩
—	—
午	午
後	後
—	—
一	一
時	時
—	—
三	三
五	五
分	分
—	—

議長（立石隆教） 再開します。

岩坪議員に申し上げます。

ただいま、議会選出の監査委員に選任されましたので、告知いたします。
しばらく休憩します。

(執行部退席)

(閉会中の継続調査(審査) 申出書を議長に提出)

―	休憩	午後	一時	三十五分	―
―	再開	午後	一時	三十六分	―

議長(立石隆教) 再開します。

ただいま、総務文教厚生常任委員会委員長から、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査(審査)の申し出が、産業建設常任委員会委員長から、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査(審査)の申し出が、広報常任委員会委員長から、広報常任委員会の閉会中の継続調査(審査)の申し出が、議会運営委員会委員長から、議会運営委員会の閉会中の継続調査(審査)の申し出がありました。

これを日程に追加し、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査(審査)の申し出を追加日程第十四、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査(審査)の申し出を追加日程第十五、広報常任委員会の閉会中の継続調査(審査)の申し出を追加日程第十六、議会運営委員会の閉会中の継続調査(審査)の申し出を追加日程第十七として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査(審査)の申し出を追加日程第十四、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査(審査)の申し出を追加日程第十五、広報常任委員会の閉会中の継続調査(審査)の申し出を追加日程第十六、議会運営委員会の閉会中の継続調査(審査)の申し出を追加日程第十七として議題とすることに決定しました。
しばらく休憩します。

(追加議事日程表・閉会中の継続調査(審査) 申出書を配付)

議長（立石隆教） 再開します。

—	休憩	午後	一時	三十六分	—
—	再開	午後	一時	三十九分	—

追加日程第十四、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りします。

総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

追加日程第十五、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

産業建設常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りします。

産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

追加日程第十六、広報常任委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りします。

広報常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、広報常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

追加日程第十七、議会運営委員会の閉会中の継続調査(審査)についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これで、平成二十三年小値賀町議会第二回臨時会を閉会いたします。

― 午後 一時 四十二分 閉会 ―